

道路に関する新たな取組の現地実証実験(社会実験)の公募開始 ～道路施策の導入に向けた検証を実施～

国土交通省道路局では、新たな施策の展開と円滑に事業を実施することを目的とする現地実証実験(社会実験)を、公募により平成11年度から実施しています。

このたび、令和8年度の現地実証実験(社会実験)について、公募を開始します。

令和8年度は、脱炭素社会に向けたネットワーク型モビリティ・ハブの構築、道路空間の時間的・空間的な役割分担による有効活用、ペロブスカイト太陽電池の活用、ネイチャーポジティブの新規施策など、道路局が指定するテーマに基づく社会実験を募集します。

道路に関する新たな取組の現地実証実験の公募 (地方整備局等にて受け付け)

- 募集内容：道路施策の導入に先立ち場所や期間を限定し、試行・評価する現地実証実験
- 申請者：地方公共団体
※民間企業が現地実証実験を行いたい場合は、一緒に取り組む地方公共団体と協議会等を組織し、地方公共団体が申請することが可能です。
- 提出先：北陸地方整備局 道路部 地域道路課
なお、実験内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けています。
- 受付期間：令和8年3月6日(金)～5月11日(月)
- 公募要領等：詳細は、別添「公募要領(実証実験)」をご参照ください。
公募要領や【様式】公募申請書は以下のウェブサイトからダウンロードできます。
https://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/offer.html

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 道路部 地域道路課 課長 わたなべ ひろゆき 渡邊 博幸

電話:【代表】025-280-8880(内線4611)【直通】025-370-6742

令和8年度 道路に関する新たな取組の 現地実証実験(社会実験) 公募要領

1. 目的

この実験は、社会的に影響を与える可能性のある道路施策の導入に先立って、関係行政機関、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価し、もって新たな施策の展開と円滑に事業を執行することを目的とするものです。

2. 申請方法等

(1)申請者

実験を実施しようとする地方公共団体とします。

なお、複数の地方公共団体にまたがって実施しようとする場合の申請者は、代表となる地方公共団体とします。

※民間企業が現地実証実験を行いたい場合は、一緒に取り組む地方公共団体と、3(4)に示す協議会等を組織し、地方公共団体が申請することが可能です。

(2)申請書

申請書は、「【様式】公募申請書」のとおりです。

(3)提出先、相談、問い合わせ

提出先や実験の内容についての相談、申請書類の作成方法等の問い合わせ先は、地方整備局等(別紙1参照)です。申請書は電子メールもしくは電子媒体で提出して下さい。

なお、申請書の受付後、内容について、確認またはヒアリングを行う場合があります。

(4)受付期間

令和8年3月6日(金)～令和8年5月11日(月)

3. 募集する実験内容について

(1)募集する実験

国土交通省道路局が社会実験として検証したい「道路局指定型」を公募します(別紙2参照)。

「道路局指定型」

①脱炭素社会に向けたネットワーク型モビリティ・ハブ構築に関する社会実験

- 道路区域を活用し、複数のモビリティ・ハブやシェアモビリティポートを面的に配置。公共交通等の連携による移動環境の改善を試行的に実施し、多様な世代の移動利便性の向上や、地域内の移動行動の変化に関する効果および課題を検証する。
- シェアモビリティ等の利用状況の変化を通じて、自動車利用の代替がどの程度生じているかを確認し、脱炭素に資する可能性について検証する。

②道路空間の時間的・空間的な役割分担による有効活用に関する社会実験

- 市街部の歩道や路肩等において、移動可能な駐輪器具や車止めを活用し、一日を通した道路空間の有効活用に関する効果検証を行う。
 - ⇒日中:自転車等(原動機付自転車、自動二輪車を含む)や多様なモビリティの駐停車スペース、まちなかの賑わいスペースとして活用。
 - 早朝・夜間:沿道施設への物流のための荷捌きスペースとして活用。
- または
- 市街部の荷捌き等の駐車が多い路線において、地域を面的に捉えて別路線を活用することで自転車通行空間を確保し、道路空間の有効活用に関する効果検証を行う。

③道路空間におけるペロブスカイト太陽電池の活用に関する社会実験

- 道路空間における再生可能エネルギーの活用拡大に向けて、道路特有の場所において、ペロブスカイト太陽電池の実証実験を行う際の発電性能、施工性、耐久性、景観性および道路管理への有効性等を検証するとともに、発電電力の活用方法について検証する。

④道路におけるネイチャーポジティブの新規施策に関する社会実験

- 道路分野では実施例が限定的なネイチャーポジティブの新規施策(センサー感知によるリアルタイム警告、データを活用した重点対策等)を実施する。
- 車両の減速行動やロードキル件数の減少の効果検証を行う。

⑤その他(道路脱炭素化に資する道路空間活用の取組)

また、現在、道路局が進めている施策内容については、「道路分野の脱炭素化政策集 Ver.2.0」や道路政策ビジョン「2040年、道路の景色が変わる」、「WISENET(ワイズネット)2050・政策集」の内容をご参照ください。

(2) 募集する実験の要件

次の要件1及び要件2を満たすことが必要です。

要件1

以下のいずれかに該当すること。

- ・現地での社会実験を通じて効果の検証、課題の抽出、制度設計の見直し、事例の積み重ね等を行うことにより、道路の構造、占用等に関する法令、基準、通達、事務連絡等の見直し(運用に関する場合を含む)に結びつく可能性があるもの(見直しの対象となる法令等とその改善提案内容を申請書に必ず記載して下さい)
- ・現地での社会実験を通じて新規施策の導入・実施に結びつき、全国的に周知・推奨すべき取組となる可能性があるもの

要件2

以下のいずれにも該当しないこと。

- ・既存の制度を単純に適用することで、現地実証実験を行わなくても実施が可能となるような事業
- ・催事やイベントを目的としたものや料金施策に関する実験
- ・別紙3に示す道路局で別途実施している社会実験に関する実験

(3) 実施期間

実施期間は、次のいずれか1つに特定して下さい。

なお、「社会実験の推進に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)における審査結果によっては、実施期間を2か年度で申請しても、申請者との合意のもと、単年度として採択される場合がありますので、予め承知下さい。

① 単年度

実験の実施期間は、令和8年度中(令和9年3月31日まで)です。

実験の対象として、3. (2)の要件を満たし、関係行政機関、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行する単年度の現地実証実験を伴うものとします。

② 2か年度

実験の実施期間は、令和8年度～9年度(令和10年3月31日まで)です。

実験の対象として、3. (2)の要件を満たし、関係行政機関、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行する2か年度の実験を伴うもの。

2か年度にわたって現地実証実験を行うものや、1年目に計画・調整、2年目に現地実証実験を行うもので、毎年度の予算措置は必要となりますが、継続した実験が2年目の早期から実施可能となります。

なお、2か年度の実地実証実験に申請を行う場合には、2か年度にわたって実

施する合理的な理由が必要になります。

また、1年目の実験状況や予算の都合等により、2年目の予算措置ができない場合があります。

(4)実施体制

実験の実施に当たっては、関係者*からなる協議会等(以下、「協議会等」)を組織することとします。その際、協議会等には、申請者のほか、関連する地方公共団体及び国土交通省(国道事務所または地方整備局等)が構成員(オブザーバーである場合も含む)に含まれることが必要です。

なお、申請には協議会等の構成員毎の役割分担(予定)を示していただき、実験の実施に当たり、国道事務所または地方整備局等、地方公共団体、NPO団体、民間企業等が連携して、それぞれが相応しい役割を果たすことを前提とします。

※関係者とは、例えば、都道府県・市区町村、国道事務所または地方整備局等、有識者、警察、NPO団体、民間企業等です。

(5)関係機関との調整

申請に先立ち、国道事務所または地方整備局等との事前相談を必須とします。また、地元住民、関係行政機関等とも十分な調整をして下さい。特に、交通規制や道路の使用許可を要する場合については、あらかじめ所管の警察と十分な調整をして下さい。

4. 費用に関する国の負担

国土交通省が負担する費用は、実施計画の策定のための費用、実施の準備・仮設のための費用、実施・運営のための費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用です。恒久的な施設整備のための費用及び催事・イベントに係る経費については対象となりません。国土交通省が負担する限度額は、実施期間が単年度または2か年度のいずれの場合でも、2,000万円程度とします。なお、本募集は令和8年度予算によるものであり、令和8年度予算成立等が事業実施の条件となります。

なお、応募状況により、国土交通省の負担額が申請額よりも少なくなる場合があります。この場合の不足額は、申請者が別途独自の予算を調達することとします。

5. 実験の採択

(1)採択方法

有識者からなる懇談会の意見を踏まえ、国土交通省で採択します。

(2)評価、採択の観点

提出された申請書に対して、以下の視点に着目して評価し、採択します。

- ① 実験内容が、3. (2)の要件を満たしているか。
- ② 検証項目と目標値、計測手法、実験の実施計画の妥当性。
 - ・本格実施の判断をするために検証が必要な項目と目標値、計測方法、実験の実施計画(実施手順、スケジュール、実験費用等、実施期間が2か年度の場合は、2か年度分の実施計画)

- ・実施期間が2か年度の場合は、実施時期・期間の妥当性
- ・実施期間が2か年度の場合は、複数年で実験を行う必要性
- ③ 地元住民、関係行政機関との合意・調整状況、実施に向けた体制の妥当性。
 - ・これまでの地元住民、関係行政機関との合意・調整状況
 - ・協議会等の構成員の役割分担や体制の妥当性
- ④ 実験終了後の本格実施に向けた計画の妥当性。
- ⑤ 本実験に関する検討の状況。
 - ・協議会等の設置状況やこれまでの検討状況など

(3)採択結果の連絡及び計画書の提出

採択結果は、申請者あてに連絡します。また、国土交通省のホームページ等において採択した実施地域及び実験の名称を公表します。なお、3. (3)で記載のとおり、実施期間を2か年度で申請しても、申請者との合意のもと、単年度として採択される場合があります。

採択された実験については、実験の開始に先立って実施内容が詳細に記述された計画書(実施期間が2か年度の場合は2か年度分の計画書)を、実施地域を所管する地方整備局等に提出していただきます。計画書の提出期限は、採択決定後 30 日以内とします。

6. 現地視察の実施

5. (1)の「有識者からなる懇談会」の委員1名程度を派遣して、実験計画の妥当性や進捗状況等について確認を行います。

7. 実験結果の報告等

実施期間が単年度の場合は、実験結果に関する報告書や関連資料等を、令和9年2月末までに実施地域を所管する地方整備局等を経由し、国土交通省に提出していただきます。

実施期間が2か年度の場合は、実験の実施状況に関する中間報告書を令和9年1月末までに、実験結果に関する報告書や関連資料等を、令和10年2月末までに実施地域を所管する地方整備局等を経由し、国土交通省に提出していただきます。

また、実施結果についてはHP等で公表するとともに、フォローアップ調査としてその後の実施状況について報告していただきます。

なお、提出された報告書等は、国土交通省に帰属するものとし、その後、道路施策の推進において、必要に応じて使用したり、HP等で公表することがあります。

8. 実験終了後の継続調査及び他地域への情報提供

国土交通省は、本格実施に向けた課題解決等のため、実験終了後の進展状況等について継続して調査をしますのでご協力をお願いします。

また、各地域の要望を踏まえ、他地域の実験等で得られた知見の提供等を行います。

応募書類の提出先、問い合わせ先

機関名	部署	住所	電話・E-Mail
北海道開発局	建設部 道路計画課	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎16階	011-709-2311 hkd-ky-shakai-811@gxb.mlit.go.jp
東北地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟13階	022-225-2171 thr-82doukei2@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館19階	048-600-1342 ktr-doukei2@gxb.mlit.go.jp
北陸地方整備局	道路部 地域道路課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025-280-8880 hrr-244001@mlit.go.jp
中部地方整備局	道路部 計画調整課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館	052-953-8171 cbr-chikird@mlit.go.jp
近畿地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	06-6945-7420 kkk-doukei2ka@mlit.go.jp
中国地方整備局	道路部 地域道路課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9231 chiikidouro@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	道路部 道路計画課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 サンポート合同庁舎11階	087-811-8322 skr-dourokeikaku@mlit.go.jp
九州地方整備局	道路部 道路計画第二課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎	092-476-3530 qsr-douro_keikaku202@mlit.go.jp
沖縄総合事務局	開発建設部 道路建設課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館3階	098-866-1914 dourokensetsuka@ogb.cao.go.jp

①脱炭素社会に向けたネットワーク型モビリティ・ハブ構築に関する社会実験

実験の内容

- 道路区域を活用し、複数のモビリティ・ハブやシェアモビリティポートを面的に配置。公共交通等の連携による移動環境の改善を試行的に実施し、多様な世代の移動利便性の向上や、地域内の移動行動の変化に関する効果および課題を検証する。
- シェアモビリティ等の利用状況の変化を通じて、自動車利用の代替がどの程度生じているかを確認し、脱炭素に資する可能性について検証する。

実験のイメージ

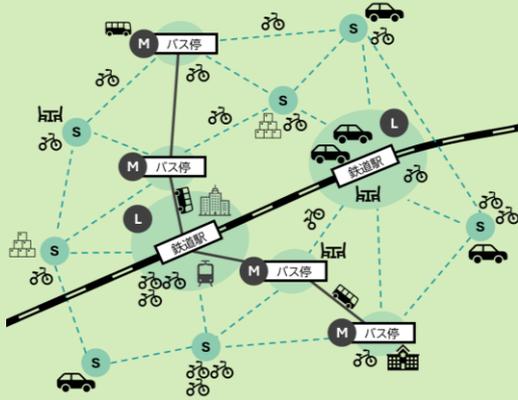
<モビリティハブの構成要素イメージ>



- その他の機能（付加的機能）**
- 【物流機能】 宅配BOX・コインロッカー
 - 【情報発信機能】 デジタルサイネージ
 - 【防災機能】 防災備蓄倉庫・EV電源の活用

<ネットワーク型モビリティハブのイメージ>

小規模なハブ(S)、一般的な機能・規模のハブ(M)、付加機能を充実させたハブ(L)を面的に配置し、ネットワークとして連携することを想定



シェアモビリティ×滞在交流・地域拠点



公共交通×シェアモビリティ

参考

「2040年、道路の景色が変わる」

マイカーなしでも便利に移動できる道路

マイカーを持たなくても便利に移動できるモビリティサービス (MaaS) が、すべての人に移動手段を提供する



様々な交通モードの接続・乗り換え拠点 (モビリティ・ハブ)

「WISNET2050・政策集」



シェアサイクル導入の促進 (札幌市)

②道路空間の時間的・空間的な役割分担による有効活用に関する社会実験

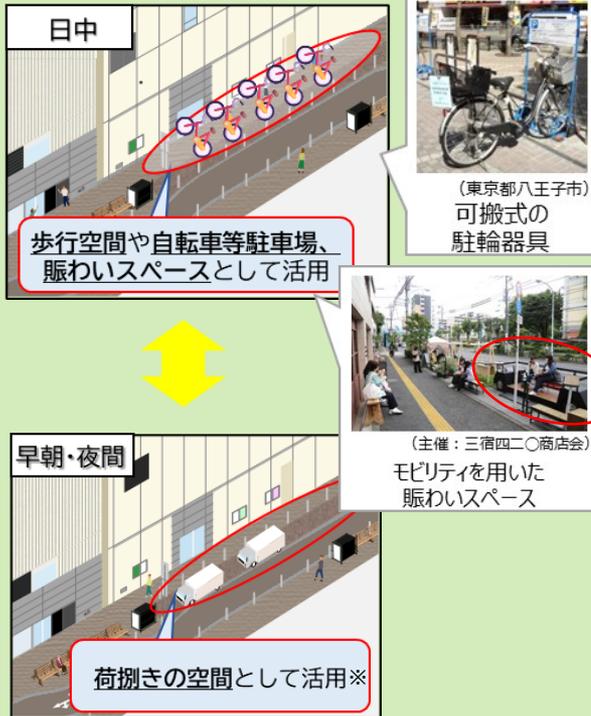
実験の内容

- 市街部の歩道や路肩等において、移動可能な駐輪器具や車止めを活用し、一日を通した道路空間の有効活用に関する効果検証を行う。
 - ⇒ 日中：自転車等(原動機付自転車、自動二輪車を含む)や多様なモビリティの駐停車スペース、まちなかの賑わいスペースとして活用。
 - 早朝・夜間：沿道施設への物流のための荷捌きスペースとして活用。
- または
- 市街部の荷捌き等の駐車が多い路線において、地域を面的に捉えて別路線を活用することで自転車通行空間を確保し、道路空間の有効活用に関する効果検証を行う。

実験のイメージ

<時間帯による柔軟な使い分け>

時間帯により車止めを移動し、道路空間を効率的に使い分け



※AIカメラによる利用制御・課金の検証も想定

<地域を面でとらえた路線ごとの役割分担>



参考

「2040年、道路の景色が変わる」



曜日や時間帯に応じて道路空間の使い方が変わる路側マネジメント

「WISENET2050・政策集」

道路空間の再配分

自家用車の市街地への流入抑制のため、段階的な課金とともに、市街地の自転車・公共交通利用環境を整備



ノルウェー オスロ市

③道路空間におけるペロブスカイト太陽電池の活用に関する社会実験

実験の内容

□ 道路空間における再生可能エネルギーの活用拡大に向けて、道路特有の場所において、ペロブスカイト太陽電池の実証実験を行う際の発電性能、施工性、耐久性、景観性および道路管理への有効性等を検証するとともに、発電電力の活用方法について検証する。

実験のイメージ

<道路空間への設置イメージ>

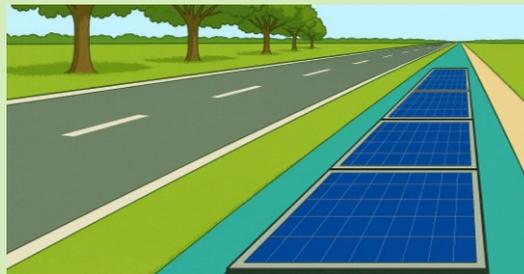
遮音壁、切土のり面、調整池のり面、防草シート、道路照明柱などにペロブスカイト太陽電池を設置



バス停の屋根に設置されたペロブスカイト太陽電池



遮音壁への設置イメージ



防草シートへの設置イメージ

<発電した電力の活用イメージ>

シェアサイクルステーションの蓄電池に電力を供給



静岡市の事例

デッキ上の照明灯へ電力を供給



八王子市の事例

参考

「道路分野の脱炭素化政策集Ver2.0」

道路管理者が協働して脱炭素化を促進する枠組みの導入



道路空間における脱炭素化施設の導入促進
(写真は太陽光発電施設)

再生可能エネルギーの活用

施策の基本的な方向性1 Scope 2 / 施策の基本的な方向性2 創エネ

道路の日常管理のエネルギー消費のうち電力使用が約8割^①p.27^②を占めています。このため、CO₂の排出量が石油火力発電に比べて約9割削減可能な再生可能エネルギー^③p.27^④の活用について、電力調達時の入札要件とすることや道路空間への太陽光発電設備の設置により推進します。

国(直轄国道)では2030年度60%、2040年度80%^⑤達成を目指します。協働する高速道路会社(高速道路)と地方自治体についても、高速道路会社は2030年度60%、2040年度80%^⑥、地方自治体は2030年度55%、2040年度65%^⑦以上の達成を促します。

ペロブスカイト太陽電池等について、技術開発状況を踏まえ、安全性を確保した上で、道路空間での積極的な活用を検討します。

ペロブスカイト太陽電池の
道路空間での積極的な活用を検討

④道路におけるネイチャーポジティブの新規施策に関する社会実験

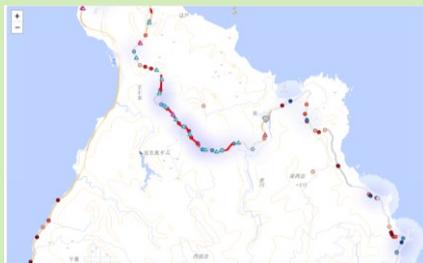
実験の内容

- 道路分野では実施例が限定的なネイチャーポジティブの新規施策（センサー感知によるリアルタイム警告、データを活用した重点対策等）を実施する。
- 車両の減速行動やロードキル件数の減少の効果検証を行う。

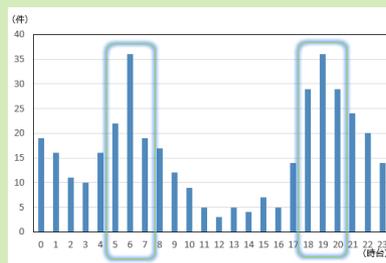
実験のイメージ

<データ活用>

ロードキル発生データを基に、事故多発区間、発生時期、時間等を特定し、効果的な対策を実施



事故多発区間の抽出



時間別ロードキル発生件数

<センサーを活用したロードキル対策のイメージ>



カナダ・ブリティッシュコロンビア州の事例

- ① センサーが、道路に近づく動物を感知
- ② 電子標識「Slow Down」が点灯し、ドライバーに減速を促す



EUの事例

- ① 赤外線センサーとサーマルカメラが、道路に近づく動物を感知
- ② 電子標識が点滅し、ドライバーに減速を促す
- ③ ドップラーレーダーが車の速度を計測
- ④ 減速しなかった場合のみ、音響威嚇を発し動物を逃がす

参考

「道路分野の脱炭素化施策集Ver2.0」
ロードキルの対策の推進



沖縄の事例

「道路分野のネイチャーポジティブ
今後の方向性」

動物警戒区間を標識に記載



カナダ・ブリティッシュコロンビア州の事例 10

○道路局で別途実施している社会実験

- ・自動運転に資する路車協調システムおよび走行空間の実証実験
(https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001891.html)
- ・ICT・AIを活用したエリア観光渋滞対策の実験・実装
(http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000887.html)
- ・ETC2.0高速バスロケシステム実証実験
(http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000961.html)
- ・高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」
(https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001554.html)
- ・東京湾アクアライン上り線(木更津→川崎方面)におけるETC時間帯別料金の実施
(https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001675.html)
- ・道路空間を活用したカーシェアリング社会実験
(http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000953.html)
- ・物流車両等を優先利用案内した予約専用駐車場の実証実験
(http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001249.html)

※括弧書きは実験内容が分かるホームページアドレスを示しています。